

青森公立大学大学院学則

平成21年4月1日

規程第3号

改正 平成24年 3月規程第 3号

改正 平成27年 3月規程第15号

目次

- 第1章 目的（第1条・第2条）
- 第2章 課程、研究科及び専攻（第3条・第4条）
- 第3章 学生定員、標準修業年限及び在学年限並びに長期履修学生（第5条—第7条）
- 第4章 組織（第8条—第10条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第11条）
- 第6章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法（第12条—第20条）
- 第7章 課程の修了要件及び学位の授与（第21条—第24条）
- 第8章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍（第25条—第37条）
- 第9章 賞罰（第38条・第39条）
- 第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生（第40条—第45条）
- 第11章 授業料等（第46条）
- 第12章 公開講座（第47条）
- 第13章 雑則（第48条）

附則

第1章 目的

（目的）

第1条 青森公立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、経営学と経済学についてのより高度な学際的・総合的な思考力及び専門性を備えた人材の育成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学院として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学大学院における教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、研究科及び専攻

(課程)

第3条 本学大学院に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養うことを目的とする。
- 4 博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）は、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。

経営経済学研究科 経営経済学専攻

第3章 学生定員、標準修業年限及び在学年限並びに長期履修学生

(学生定員)

第5条 学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
経営経済学研究科	経営経済学専攻	博士前期課程	8人	16人
		博士後期課程	2人	6人

(標準修業年限及び在学年限)

第6条 本学大学院の標準修業年限は、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。

- 2 学生は、博士前期課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することができない。

(長期履修学生)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期履修学生は、前条第2項の規定にかかわらず、長期履修学生として承認された期間の2倍の年数まで在学することができる。

第4章 組織

(研究科教授会)

第8条 研究科に、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教授のうちから研究科教授会が選考する者をもって充てる。
- 3 研究科長は、研究科教授会の定める方針に基づき、研究科の運営に当たる。

(教員組織)

第10条 授業科目の授業は、本学教員のうちから選考された教授、准教授及び専任の講師が担当する。ただし、研究科教授会において必要があると認める場合は、非常勤講師が担当することができる。

- 2 研究指導は、本学の教員のうちから選考された教授及び准教授が担当する。ただし、研究科教授会において必要があると認める場合は、非常勤講師が担当することができる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第11条 学年、学期及び休業日については、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「大学学則」という。）第11条及び第12条の規定を準用する。

第6章 教育方法、授業科目、単位及び履修方法

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。

(教育方法の特例)

第13条 研究科教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第14条 本学大学院の授業科目及びその単位数は、別に定める。

(履修方法)

第15条 学生は、在学期間中に前条の規定により定められた授業科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 学生は、履修授業科目の選択及び学位論文の作成に当たっては、当該学生を担当する研究指導教員（第10条第2項の規定により選考された教授及び准教授をいう。）の指導を受けなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第16条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告（以下「試験等」という。）の成績評価によって行う。

- 2 前項の成績評価に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。
- 3 試験等の種類及び実施方法並びに成績評価の方法及び判定基準については、別に

定める。

(単位の基準)

第17条 授業科目の単位の計算方法は、大学学則第17条の規定を準用する。

(学部の授業科目の履修)

第18条 研究科教授会において教育上有益と認めるときは、学生に本学の学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、本学の学部の授業科目を履修させるときは、あらかじめ学部長と協議しなければならない。

3 第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、研究科教授会において認める場合に限り、研究科において修得したものとみなす。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては4単位を超えない範囲内で、それぞれ本学大学院の博士前期課程又は博士後期課程で修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、他の大学院から本学大学院への転入学の場合又は編入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては4単位を超えないものとする。

第7章 課程の修了要件及び学位の授与

(博士前期課程の修了要件)

第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科教授会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果(以下「研究調査」という。)の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。ただし、この場合における修了所要単位は、34単位以上とする。

(博士後期課程の修了要件)

第22条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、14単位以上を

修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年（修士課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により博士後期課程を修了する者で、当該課程を1年で修了するものに係る修了所要単位は、10単位以上とする。

（修士論文及び研究調査の提出等）

第23条 修士論文及び研究調査は、在学期間中に提出しなければならない。

- 2 修士論文及び研究調査の審査並びに最終試験は、在学期間中に受けなければならない。

（学位の授与）

第24条 研究科の各課程を修了した者には、博士前期課程にあつては修士（経営経済学）の学位を、博士後期課程にあつては博士（経営経済学）の学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対し、博士（経営経済学）の学位を授与することができる。

- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

（入学の時期）

第25条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合には、10月とすることができる。

（入学資格）

第26条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、研究科教授会の意見を徴した上で、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
 - (6) その他研究科教授会の意見を徴した上で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他研究科教授会の意見を徴した上で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者
(入学者の志願)

第27条 本学大学院に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第28条 入学者の選考は、別に定めるところにより、これを行う。

(入学手続及び入学許可)

第29条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料及びその他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第30条 前条第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(休学及び復学)

第31条 休学の理由が生じたときは、学生証を添え、休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1学期以内とする。ただし、特別の理由があると認める場合には、引き続き休学を許可することができる。

3 休学期間は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第32条 外国の大学院で学修することを希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 第19条第2項の規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 第1項の留学期間は、第21条第1項及び第22条第1項に定める修了要件となる在学期間に算入することができる。

(転学等)

第33条 他の大学院への入学又は転学をしようとする者は、学長の許可を得なけれ

ばならない。

(転入学)

第34条 他の大学院から本学大学院への転入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科教授会の意見を徴し、学長がこれを許可することがある。

2 転入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位数及び在学すべき年数の認定は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が行う。

(編入学)

第35条 本学大学院への編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科教授会の意見を徴し、学長がこれを許可することがある。

2 編入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位数及び在学すべき年数の認定は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が行う。

(退学及び再入学)

第36条 やむを得ない理由により本学大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により本学大学院を退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、研究科教授会の意見を徴し、学長がこれを許可することがある。

3 再入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位数及び在学すべき年数の認定は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が行う。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が除籍する。

(1) 第6条第2項に定める在学年限(長期履修学生にあつては第7条第2項に定める在学年限)を超えた者

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(3) 督促を受けてもなお履修届を提出しない者

(4) 成業の見込みのない者

(5) 第31条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があつた者は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第39条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の意見を徴した上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生
(科目等履修生)

第40条 本学の学生以外の者で1又は複数の科目を履修しようとするものがあるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

(学部学生の本学大学院における授業科目の履修)

第41条 研究科長は、本学の学部の3年次又は4年次に在籍する学生で、一又は複数の科目を履修しようとするものがあるときは、あらかじめ学部長と協議の上、本学の学部及び本学大学院の双方において教育上支障がないと認められる場合に限り、本学大学院の授業科目を履修させることができる。

(聴講生)

第42条 本学の学生以外の者で1又は複数の科目を聴講しようとするものがあるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、当該大学院との協議に基づき、本学大学院において授業科目を履修しようとするものがあるときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第44条 本学大学院の教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生等に関する事項)

第45条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 授業料等

(授業料等の徴収)

第46条 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の徴収については、公立大学法人青森公立大学授業料等規程(平成21年規程第4号)の定めるところによる。

第12章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第48条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、公立大学法人青森公立大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（平成21年青森地域広域事務組合規則第1号）による廃止前の青森公立大学大学院学則（平成8年青森地域広域事務組合規則第2号）の規定（次項各号の規定によりその例によることとされたものを含む。）に基づきなされた履修、入学の許可、休学、留学その他の行為で、当該行為に係る者が施行日以後に本学大学院に在籍することとなる場合における当該行為は、この学則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 この学則の規定は、平成19年度以後に入学した者について適用し、その他の者で施行日以後に本学大学院に在籍することとなるものに係る学則の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成16年度までに入学した者及び同年度までに入学し、平成17年度以後に再入学した者 青森公立大学大学院学則の一部を改正する規則（平成17年青森地域広域事務組合規則第2号）による改正前の青森公立大学大学院学則の規定の例による。

(2) 平成18年度までに入学した者及び同年度までに入学し、平成19年度以後に再入学した者 青森公立大学大学院学則の一部を改正する規則（平成19年青森地域広域事務組合規則第3号）による改正前の青森公立大学大学院学則の規定の例による。

附 則（平成24年規程第3号）

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。